明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

平成七年二月二十二日

○国会第百三十二回 参議院会議録第六号

平成七年二月二十二日（水曜日）
午前十時一分開議

○議事日程　第六号
平成七年二月二十二日
午前十時開議
第一　阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）
第三　海上衝突予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長（原文兵衛君）　これより会議を開きます。
日程第一　阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長陣内孝雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔陣内孝雄君登壇、拍手〕

○陣内孝雄君　ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。
阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案は、阪神・淡路大震災が阪神・淡路地域において未曾有の震災被害をもたらしていることにかんがみ、当該地域の復興を緊急に推進すべきことについての基本理念を明らかにし、国は基本理念にのっとり、復興に必要な別に法律で定める措置等を講ずることとするとともに、関係行政機関の復興施策に関する総合調整を行うため、阪神・淡路復興対策本部の設置等を行おうとするものであります。
本委員会におきましては、阪神・淡路復興対策本部と非常災害対策本部との関係、法律の有効期限を五年間とする理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（原文兵衛君）　日程第二　農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長青木幹雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔青木幹雄君登壇、拍手〕

○青木幹雄君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等にかんがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するため、合併経営計画の提出期限の延長、都道府県農業協同組合合併推進法人の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであります。
委員会におきましては、農協合併の現状と課題、都道府県農業協同組合合併推進法人における固定化債権買い取り事業の運営方針、農協の大型化・広域化と組合員との関係の希薄化の防止策、合併に伴う農協職員の処遇、協同組合原則と農協の事業運営のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑終局の後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して林委員より本法律案に反対である旨の発言がありました。
続いて、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長（原文兵衛君）　日程第三　海上衝突予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）を議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長大久保直彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔大久保直彦君登壇、拍手〕

○大久保直彦君　ただいま議題となりました法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。
本法律案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、長さ二十メートル未満の漁労に従事している船舶が表示すべき形象物について、かごを廃止するとともに、トロールにより漁労に従事している一定の船舶に対し追加の灯火の表示を義務づけようとするものであります。
委員会におきましては、新たに義務づけられる対象船舶数、海難救助体制のあり方等の質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。
質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたします。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
○議長（原文兵衛君）　総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。
本日はこれにて散会いたします。
午前十時八分散会

出席者は左のとおり。

議長　原　文兵衛君
副議長　赤桐　操君

議員

横尾　和伸君　都築　譲君　河本　英典君　吉岡　吉典君　本岡　昭次君
山崎　順子君　堂本　暁子君　鈴木　栄治君　松前　達郎君　笹野　貞子君
武田　節子君　山下　栄一君　笠原　潤一君　有働　正治君　橋本　敦君
寺澤　芳男君　泉　信也君　西田　吉宏君　聴濤　弘君　矢田部　理君
釘宮　磐君　浜四津敏子君　狩野　安君　瀬谷　英行君　星川　保松君
木庭健太郎君　直嶋　正行君　上野　公成君　池田　治君　磯村　修君
長谷川　清君　平野　貞夫君　成瀬　守重君　市川　正一君　立木　洋君
猪熊　重二君　白浜　一良君　合馬　敬君　上田耕一郎君
中川　嘉美君　刈田　貞子君　井上　章平君
足立　良平君　寺崎　昭久君　吉川　博君　国務大臣
星野　朋市君　木暮　山人君　青木　幹雄君
風間　昶君　牛嶋　正君　浦田　勝君　農林水産大臣　大河原太一郎君
続　訓弘君　広中和歌子君　下稲葉耕吉君　運輸大臣　亀井　静香君
田村　秀昭君　小林　正君　柳川　覺治君　国務大臣　小里　貞利君
矢原　秀男君　勝木　健司君　岡野　裕君
片上　公人君　中西　珠子君　増岡　康治君
和田　教美君　高桑　栄松君　岡部　三郎君
野末　陳平君　山田　勇君　鈴木　省吾君
中村　鋭一君　林　寛子君　遠藤　要君
及川　順郎君　大久保直彦君　林田悠紀夫君
吉田　之久君　黒柳　明君　岩崎　純三君
石井　一二君　井上　計君　山本　富雄君
永野　茂門君　松尾　官平君　大島　慶久君
関根　則之君
吉村剛太郎君
松谷蒼一郎君
野間　赳君
岡　利定君
佐藤　泰三君
植﨑　泰昌君
佐藤　静雄君
二木　秀夫君
松浦　孝治君
中曽根弘文君
小野　清子君
沓掛　哲男君
志村　哲良君
上杉　光弘君

清手　顕正君　松浦　功君　森山　眞弓君
椎名　素夫君　高木　正明君　斎藤　十朗君
前島英三郎君　井上　吉夫君　佐々木　満君
野村　五男君　伊江　朝雄君　北　修二君
大浜　方栄君　下条進一郎君　板垣　正君
吉川　芳男君　喜岡　淳君　瀬谷　英行君
田沢　智治君　吉田　達男君　池田　治君
世耕　政隆君　岩崎　昭弥君　磯村　修君
坂野　重信君　栗原　君子君　市川　正一君
村上　正邦君　今井　澄君　立木　洋君
宮澤　弘君　大脇　雅子君
鹿熊　安正君　村田　誠醇君
真島　一男君　山田　健一君
太田　豊秋君　堀　利和君
山崎　正昭君　種田　誠君
服部三男雄君　肥田美代子君
加藤　紀文君　前畑　幸子君
河本　三郎君　森　暢子君
清水　達雄君　首野　森君
片山虎之助君　大渕　絹子君
陣内　孝雄君　千葉　景子君
宮崎　秀樹君　渡辺　四郎君
鈴木　貞敏君　稲村　稔夫君
野沢　太三君　上山　和人君
久世　公堯君　糸久八重子君
斎藤　文夫君　亀谷　博昭君
倉田　寛之君　及川　一夫君
井上　孝君　村沢　牧君
西野　康雄君
西山登紀子君
江本　孟紀君
島袋　宗康君
北村　哲男君
小島　慶三君
林　紀子君
野別　隆俊君
粟森　喬君
三石　久江君
吉川　春子君
細谷　昭雄君
井上　哲夫君

議員派遣中の議員

大木　浩君　志苫　裕君
荒木　清寛君

議長の報告事項

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任　補欠
松浦　功君　河本　三郎君

大蔵委員
辞任　補欠
寺崎　昭久君　都築　譲君

農林水産委員
辞任　補欠
都築　譲君　寺崎　昭久君

運輸委員
辞任　補欠
河本　三郎君　松浦　功君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方分権及び規制緩和に関する特別委員
辞任　補欠
石井　道子君　木宮　和彦君

梶原　敬義君　　今井　澄君
旦下部禮代子君　竹村　泰子君

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長は即日これを外務委員会に付託した。

千九百九十四年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

千九百八十八年五月三十一日に総会において採択された千九百二十八年十一月二十二日の国際博覧会に関する条約（千九百四十八年五月十日、千九百六十六年十一月十六日及び千九百七十二年十一月三十日の議定書並びに千九百八十二年六月二十四日の改正によって改正され及び補足されたもの）の改正の受諾について承認を求めるの件（閣条第四号）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第九号）
　内閣委員会に付託

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）
　地方行政委員会に付託

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（閣法第四五号）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）
　大蔵委員会に付託

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一号）
　環境特別委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方税法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）
　地方行政委員会に付託

中央ベーリング海におけるすけとうだら資源の保存及び管理に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）

航空業務に関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）
　外務委員会に付託

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律案（閣法第四五号）

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第四六号）
　大蔵委員会に付託

被災市街地復興特別措置法案（閣法第四七号）
　建設委員会に付託

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（閣法第四四号）
　災害対策特別委員会に付託

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を建設委員会に付託した。

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方税法の一部を改正する法律

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員瀧正敏君提出返還高レベル放射性廃棄物に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、左記の者を阪神・淡路復興委員会特別顧問に任命したいので、国会法第三十九条だし書の規定に基づき本院の議決を求める旨の要求書を受領した。

記

　衆議院議員　後藤田正晴

同日本院は、衆議院議員後藤田正晴君が阪神・淡路復興委員会特別顧問に就くことができると議決した旨内閣に通知した。

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方税法の一部を改正する法律

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律

同日人事院総裁から、国家公務員災害補償法の改正に関する規定に基づく国家公務員災害補償法の改正に関する意見を受領した。

一昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
　辞任　河本　三郎君　　補欠　松浦　功君

大蔵委員
　辞任　都築　譲君　　補欠　寺崎　昭久君

農林水産委員
　辞任　寺崎　昭久君　　補欠　都築　譲君

運輸委員
　辞任　松浦　功君　　補欠　河本　三郎君

議院運営委員
　辞任　乾　晴美君　　補欠　粟森　喬君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
　辞任　江本　孟紀君　　補欠　井上　哲夫君

地方分権及び規制緩和に関する特別委員
　辞任　木宮　和彦君　　補欠　石井　道子君

同日産業・資源エネルギーに関する調査会長から去る一月二十五日提出し、同日議長の承認を得た産業・資源エネルギー問題に関する実情調査のための委員派遣のうち第一班の派遣は、都合により取りやめる旨の文書が提出された。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成六年度第二・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

昨二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
　辞任　栗原　君子君　　補欠　細谷　昭雄君

農林水産委員
　辞任　吉川　芳男君　　補欠　太田　豊秋君
　　細谷　昭雄君　　栗原　君子君
　　村沢　牧君　　千葉　景子君

労働委員
　辞任　千葉　景子君　　補欠　村沢　牧君

建設委員
　辞任　太田　豊秋君　　補欠　吉川　芳男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
　辞任　安永　英雄君　　補欠　庄司　中君
　　井上　哲夫君　　江本　孟紀君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外務委員会
　理事　矢田部　理君（大脇雅子君の補欠）

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

よって議長は即日これを委員会に付託した。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）　法務委員会に付託
旅券法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）　外務委員会に付託
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）　運輸委員会に付託
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）　建設委員会に付託
都市再開発法等の一部を改正する法律案（閣法第二二号）　建設委員会に付託
被災市街地復興特別措置法案（閣法第四七号）　建設委員会に付託
阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（閣法第四四号）　災害対策特別委員会に付託
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
石油製品の安定的かつ効率的な供給の確保のための関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五〇号）　電気事業法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）
同日議長は、次の内閣提出案を地方行政委員会に付託した。
市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三〇号）
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）　法務委員会に付託
旅券法の一部を改正する法律案（閣法第二四号）　外務委員会に付託
特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法案（閣法第一七号）　商工委員会に付託
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二七号）　運輸委員会に付託
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案（閣法第三七号）　労働委員会に付託
特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案（閣法第一四号）　労働委員会に付託
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法案（閣法第一八号）
小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）　中小企業対策特別委員会に付託
同日委員長から次の報告書が提出された。
阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案（閣法第四四号）審査報告書
農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第二〇号）審査報告書
海上衝突予防法の一部を改正する法律案（閣法第四三号）審査報告書
同日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員翫正敏君提出自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する質問に対する答弁書
参議院議員翫正敏君提出陸上自衛隊における定数と現員との差に関する質問に対する答弁書
同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。
参議院議員栗原君子君提出自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊機派遣に関する質問（答弁することができる期限　三月八日）
参議院議員翫正敏君提出我が国における核政策に関する質問（同　三月十五日）
同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成六年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

審査報告書

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十一日

災害対策特別委員長　陣内　孝雄

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、阪神・淡路大震災が阪神・淡路地域において未曾有の震災被害をもたらしていることにかんがみ、当該地域の復興についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等所要の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、阪神・淡路復興対策本部は、災害の復興事業に関する極めて重要な目的をもって設置される趣旨にかんがみ、関係省庁間の円滑かつ速やかな調整を図り、地方公共団体又はその機関が実施する災害復興事業が円滑に施行されるよう国は必要な関係法規の整備に努めること。

二、阪神・淡路地域の復興を円滑かつ迅速に推進するため、地方の主体性を重視しつつ、国としての役割を明確にし、新しい時代の都市づくりの観点から、地方公共団体と協力し、復興計画を速やかに提示できるよう積極的に支援することとし、必要な財政措置を講ずること。

三、被災地域の雇用の安定を図るとともに、被災中小企業を初めとする地域の企業の一日も早い事業再建へ向けて、財政、金融、税制上の万全の措置を講ずること。

四、被災者の生活の再建及び経済の復興に当たっては、財政、金融、税制上の助成等負担の軽減に配慮し、万全の措置を講ずるとともに、民間の活力を生かした復興意欲を振興するよう努めること。

五、新たな復興計画の策定に関しては、防災都市づくりを考慮して公共の福祉と私権の円滑な調整を図ること。

六、復興計画の策定に当たっては、建築基準法、都市再開発法等の建築規制の特例を活用するなど、特に区分所有建物の円滑な復興に配慮し、土地区画整理事業等市街地の面的整備に関しても災害に強い都市づくりの観点から、都市基盤施設やオープンスペースの確保に配慮した計画を策定すること。

右決議する。

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十一日

衆議院議長　土井たか子

参議院議長　原　文兵衛殿

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、阪神・淡路大震災による著しい被害を受けた地域（以下「阪神・淡路地域」という。）においてその震災被害が未曾有のものであることにかんがみ、阪神・淡路地域の復興

についての基本理念を明らかにするとともに、阪神・淡路復興対策本部の設置等を定めることにより、阪神・淡路地域の復興を迅速に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条　阪神・淡路地域の復興は、国と地方公共団体とが適切な役割分担の下に地域住民の意向を尊重しつつ協同して、阪神・淡路地域における生活の再建及び経済の復興を緊急に図るとともに、地震等の災害に対して将来にわたって安全な地域づくりを緊急に推進し、もって活力ある関西圏の再生を実現することを基本理念として行うものとする。

（国が講ずる措置）

第三条　国は、前条の基本理念にのっとり、阪神・淡路地域の復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずるものとする。

（阪神・淡路復興対策本部の設置）

第四条　総理府に、阪神・淡路復興対策本部（以下「本部」という。）を置く。

2　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　阪神・淡路地域についての関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる復興のための施策に関する総合調整に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務

（阪神・淡路復興対策本部の組織）

第五条　本部の長は、阪神・淡路復興対策本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3　本部に、阪神・淡路復興対策副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

4　副本部長は、本部長の職務を助ける。

5　本部に、阪神・淡路復興対策本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

6　本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

7　本部に、本部の事務を処理させるため、事務局を置く。

8　事務局に、事務局長その他の職員を置く。

9　事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。

10　前各項に定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

（総理府設置法の一部改正）

第三条　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十七条・第十八条」に、「第十六条・第十七条」を「第十九条」に改める。

第四章中第十八条を第十九条とし、第三章中第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第二章第二節中第十五条の次に次の一条を加える。

（阪神・淡路復興対策本部）

第十六条　本府に、阪神・淡路復興対策本部を置く。

2　阪神・淡路復興対策本部の組織及び所掌事務については、阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律（平成七年法律第　号）の定めるところによる。

審査報告書

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十一日

農林水産委員長　青木　幹雄

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における農業及び農村をめぐる諸情勢の変化等にかんがみ、農業協同組合の合併を引き続き促進して農民の協同組織の健全な発展に資するため、合併経営計画の提出期限の延長、都道府県農業協同組合合併推進法人の業務範囲の拡大等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

最近における我が国農業及び農村を取り巻く諸情勢の変化の中で、農業協同組合は、真に農業者の協同組織として、組合員の信頼にこたえ、組合員の多様なニーズに的確に対応した事業運営を行い、地域農業の振興や地域の活性化に積極的に取り組むとともに、その経営基盤の安定強化と経営の効率化を図ることが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現を図り、農業協同組合の健全な発展に努めるべきである。

一　農協合併の推進に当たっては、画一的な基準によらず、地域の実情を反映させるとともに、組合員の意思に基づきその理解と納得の下に行われるよう指導すること。

また、専門農協の合併についても、その促進を図るため、特性等に配慮して体制整備に努めること。

二　農協の大型化・広域化に伴う農協と組合員、農協と市町村行政との関係の希薄化を避けるため、広域営農指導体制の確立、市町村農政との連携強化等所要の措置を講ずるとともに、農協経営の効率化・合理化が推進されるよう指導すること。

三　固定化債権問題が農協合併の阻害要因となっている実態にかんがみ、都道府県農業協同組合合併推進法人及び農業協同組合合併推進支援法人の業務範囲の拡大に当たっては、両法人の機能が遺憾なく発揮され、農協合併の促進に十分寄与するよう指導すること。

四　農協系統組織の事業・組織の再編・整備に当たっては、組織の自主的な協議を尊重し、組合員の理解を得るとともに、事業の種類、地域の実情等に配慮しつつ推進するよう指導すること。

また、農協系統組織の組織整備の進展に対応した法制度の整備について検討すること。

右決議する。

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月六日

内閣総理大臣　村山　富市

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案

農業協同組合合併助成法の一部を改正する法律

農業協同組合合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

第七条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　合併に係る組合が第四条第二項の認定に係る合併経営計画に定められた固定した債権の償却に関する方策に従い実施する措置として譲渡する固定した債権の取得、管理及び回収を行うこと。

第十条第一項中「措置が、」の下に「推進法人に対し固定した債権を譲渡しようとするものであるとき又は」を加える。

第十一条中「第四号」を「第五号」に改める。

第十三条第一号中「第七条第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第二号中「第七条第二号」を「第七条第三号」に改める。

第十四条中「第四号」を「第五号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

2　租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四項、第十八条第七項及び第二十三条第十六項中「平成七年三月三十一日」を「平成十年三月三十一日」に改める。

審査報告書

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成七年二月二十一日

運輸委員長　大久保直彦

参議院議長　原　文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、長さ二十メートル未満の漁ろうに従事している船舶が表示すべき形象物について、かごを廃止するとともに、トロールにより漁ろうに従事している一定の船舶に対し、追加の灯火の表示を義務付けようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成七年二月十四日

内閣総理大臣　村山　富市

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

海上衝突予防法の一部を改正する法律

海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「次項」を「第四項」に改め、「魚ろうをしているもの」の下に「（以下この条において「トロール従事船」という。）」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「（長さ二十メートル未満の漁ろうに従事している船舶にあっては、その形象物一個又はかご一個。次項第四号において同じ。）」を削り、同条第二項中「航行中」を「トロール従事船以外の航行中」に改め、「であって、トロール以外の漁法により漁ろうをしているもの」を削り、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第三項中「運輸省令で定める漁ろうに従事している船舶」を「長さ二十メートル以上のトロール従事船以外の運輸省令で定める漁ろうに従事している船舶」に、「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　長さ二十メートル以上のトロール従事船は、他の漁ろうに従事している船舶と著しく接近している場合は、第一項の規定による灯火のほか、次に定めるところにより、同項第一号の白色の全周灯よりも低い位置の最も見えやすい場所に灯火を表示しなければならない。この場合において、その灯火は、第二十二条の規定にかかわらず、一海里以上三海里未満（長さ五十メートル未満のトロール従事船にあっては、一海里以上二海里未満）の視認距離を得るのに必要な運輸省令で定める光度を有するものでなければならない。

一　投網を行っている場合は、白色の全周灯二個を垂直線上に掲げること。

二　揚網を行っている場合は、白色の全周灯一個を掲げ、かつ、その垂直線上の下方に紅色の全周灯一個を掲げること。

三　網が障害物に絡み付いている場合は、紅色の全周灯二個を垂直線上に掲げること。

4　長さ二十メートル以上のトロール従事船であって、二そうびきのトロールにより漁ろうをしているものは、他の漁ろうに従事している船舶と著しく接近している場合は、それぞれ、第一項及び前項の規定による灯火のほか、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、夜間において対をなしている他方の船舶の進行方向を示すように探照灯を照射しなければならない。

附　則

この法律は、平成七年十一月四日から施行する。

自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年一月二十七日

翫　正敏

参議院議長　原　文兵衛殿

自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する質問主意書

我が国では、一九八三年以来日米共同訓練において、海上自衛隊が米海軍へ液体燃料の貸付けを行っている。昨年にはさらに航空自衛隊においても行う旨の事務次官通達が出され、自衛隊の米軍に対する燃料の貸付けが拡大する傾向を示している。

国会の預かり知らぬところで、自衛隊と米軍とのこうした関係が進展することは国民の不安をかきたてるものであり、政府の見解をただすために以下質問する。

一　自衛隊から米軍へのこれらの液体燃料の貸付けは、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）、防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和三十三年一月十日総理府令第一号）、その他いかなる法令に基づいて認められているのか明らかにされたい。

二　米軍に対する液体燃料の貸付けの要件及び手続を海上自衛隊、航空自衛隊のそれぞれにつき明らかにされたい。

三　米国国防省が米国議会に提出した報告書である「同盟諸国の防衛責任分担に関する報告書（REPORT ON ALLIED CONTRIBUTIONS TO THE COMMON DEFENSE（May 1994））には「In 1992, Japan entered into an expanded refueling at sea（RAS）MOU」という記述がある。MOUはいうまでもなくmemorandum of understanding（了解覚書）の略称であり、この記述は、一九九二年当時日米間で燃料補給に関する何らかの了解覚書が取り交わされた事実を米当局が明らかにしたものである。一方で、我が国政府はこの事実について国民に何一つ知らせておらず、日米当局者間によるこうした密約の締結はシビリアン・コントロールからはなはだしく逸脱したものと言える。日米安保の存在を容認するにせよ、護

憲を標榜する村山政権においては、せめてこうした密約の存在を国民に明らかにし、批判を仰ぐべきと考える。そこで、

1　この了解覚書の内容

2　この了解覚書を締結した正確な日時

3　この了解覚書を締結した日米それぞれの担当省庁・部署及び担当者

4　この了解覚書に基づいて今までに行われた全ての事実

をそれぞれ明らかにされたい。

右質問する。

平成七年二月二十一日

内閣総理大臣　村山　富市

参議院議長　原　文兵衛殿

参議院議員翫正敏君提出自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員翫正敏君提出自衛隊の米軍に対する液体燃料の貸付けに関する質問に対する答弁書

一について

日米共同訓練における自衛隊から米軍に対する液体燃料の貸付けは、物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第七条に基づき、同法第二十九条の制限の範囲内で、当該訓練の実施に係る米軍の艦艇又は航空機（以下「米艦艇等」という。）に対し行われてきているものである。

二について

(1)　海上自衛隊

日米共同訓練に参加する海上自衛隊艦艇が、当該訓練の実施に係る米艦艇等から液体燃料の貸付けの要請を受けた場合において、当該米艦艇等が液体燃料を他から入手するみちがなく、貸付けを行わなければ当該訓練の円滑な実施が困難になるときに、貸付けを行っても海上自衛隊の任務遂行に支障を及ぼさないと認められる範囲内で、かつ、当該訓練の円滑な実施に資する限度内で、貸付申請書等を提出させ、貸し付けても差し支えないこととしている。

(2)　航空自衛隊

航空自衛隊が、在日米軍から、日米共同訓練の実施に係る在日米軍の航空機（以下「米軍機」という。）への液体燃料の貸付けの要請を受けた場合において、当該米軍機が液体燃料を他から入手するみちがなく、貸付けを行わなければ当該訓練の円滑な実施が困難になるときに、貸付けを行っても航空自衛隊の任務遂行に支障を及ぼさないと認められる範囲内で、かつ、当該訓練の円滑な実施に資する限度内で、貸付申請書等を提出させ、貸し付けても差し支えないこととしている。

三について

日米共同訓練における海上自衛隊艦艇から米艦艇等に対する液体燃料の貸付けは、物品管理法第七条に基づき、同法第二十九条の制限の範囲内で行われており、この際の要件、手続等を明らかにするために事務次官通達が発出されているところである。当該事務次官通達に基づく手続細目については、実務担当者間で業務を円滑に実施するために文書にて確認しているが、当該文書は、法令及び事務次官通達に基づき、手続細目を確認したものにすぎず、「密約の締結」であるとか、「シビリアン・コントロールからはなはだしく逸脱したもの」であるとかとの御指摘は当たらない。当該文書は、平成四年六月二十二日、防衛庁海上幕僚長と在日米海軍司令官との間で作成されたものである。

平成四年六月二十二日以降行われた海上自衛隊艦艇から米艦艇等に対する液体燃料の貸付けの実績は、別表のとおりである。

別表

年月日	海上自衛隊艦艇	米艦艇等
平4. 6.29	はまな	REEVES
平4. 7. 2		W. H. STANDLEY、JARRETT
平4. 7.14		JARRETT
平4. 7.16		REEVES
平4. 7.17		JARRETT
平4. 7.12	やまぎり、さわぎり	SH—60B
平4. 7.13	くらま	SH—60B
平4. 7.14	まつゆき	SH—60B
平4. 7.17	あさぎり	SH—60B
平4.11.10	ときわ	MOBILE BAY
平4.11.15		
平4.11.12	しらね	SH—60B
平4.11.14	まつゆき	SH—60B
平4.11.15	はまぎり	SH—60B
平5. 2. 4	はまな	THACH
平5. 2. 5		MCCLUSKY
平5. 2. 3	あさゆき	SH—60B
平5. 2. 6	はまゆき	SH—60B
平5. 7.12	さがみ	FIFE, CURTS
平6. 6. 4	ときわ	RODONEY M. DAVIS
平6. 6. 5		HEWITT
平6. 7.11	はまな	FLETCHER
平6. 9.21	さがみ	FIFE, CURTS
平6. 9.25		FIFE
平6.11.10	はまな	FIFE, THACH
平6.11.14	とわだ	COWPENS

返還高レベル放射性廃棄物に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年一月三十日

参議院議長　原　文兵衛殿

翫　正敏

返還高レベル放射性廃棄物に関する質問主意書

今春、我が国の電力会社の委託契約により、使用済み核燃料の再処理で生ずる高レベル放射性廃棄物が初めて我が国へ返還される予定であると発表されている。高レベル放射性廃棄物は、放射能の高さから輸送中も保管中も厳重な管理が必要とされているうえ、カリブ諸国、フィリピン、ナウル等は、輸送船通過に反対しており、国際的な危惧、関心が高まっている。このたびの高レベル放射性廃棄物返還に関して安全性、手続について次のとおり質問する。

一、輸送航路・日程について

高レベル放射性廃棄物の輸送航路については、科学技術庁及び電力業界は「原則公開」の方針というが、英国及びフランスの反対を理由にまだ公開していない。輸送航路には他国の領海も含まれることであるし、カリブ共同体、ナウル、フィリピンなどは正式に輸送反対の意思表示をしている。あかつき丸でのプルトニウム輸送の際に国際的な批判を浴びた経緯にかんがみれば、直ちに輸送航路を明らかにすべきと考える。

1　高レベル放射性廃棄物輸送船は二月後半に

フランスを出港する予定とされているが、今回の輸送航路・日程（フランスを出港する日時、主要経路、日本への到着日）及び今後の輸送頻度・航路を明らかにされたい。

2　輸送航路・日程の情報公開が日本、フランス及び英国の都合で遅延しているが、その遅延に見合った輸送開始日程の延期は予定しているか。延期予定がないとすれば、その理由は何か。

3　輸送航路の沿岸諸国にとっては、自国沿岸を輸送中の事故に備えてしかるべき防災対策を取る期間が必要である。日本政府及び電力業界はその必要を認めているか。認めているとすれば、その期間はどのくらいか。認めていないとすれば、その理由は何か。

4　輸送航路・日程が決定されれば、それは輸送航路の沿岸諸国に通知されるのか。されないとすれば、その理由は何か。

5　政府としては輸送航路・日程等に関して「原則公開」の意向を、どこの国に、どのような形で伝えているか明らかにされたい。

6　輸送航路・日程等の公開について、英国政府、フランス政府及び日本政府の三者で協議しているのか。しているとすれば、どのような場でいつからしているのか。していないとすれば、その理由を明らかにされたい。

7　カリブ共同体は、高レベル放射性廃棄物の通過を阻止するため、国連に対し地域を非核地帯と宣言するよう要請するとしているが、政府はこのような宣言が行われた場合、どのように対処するのか、明らかにされたい。

8　フィリピン政府は、自国の領海を日本の核廃棄物が通過することを中止するよう要請しているが、この中止要請に対する政府の対応を明らかにされたい。

9　ナウル政府から経済水域の通過に反対するという書簡が出されているが、この書簡に対する政府の対応を明らかにされたい。

10　今後、多数の国が輸送中止を訴えてくると思われるが、何カ国の要請があれば日本は今回の輸送を中止するのか。中止する場合の基準の有無を含め、政府の対応を明らかにされたい。

二、輸送上の安全性について

我が国は、一九九四年十一月十六日より発効した国連海洋法条約を批准してはいないものの、政府は、一九九六年には批准する意向を発表している。同条約では、高レベル放射性廃棄物のような危険物の輸送の環境影響評価を行い、その結果を公表することを求めている。

1　政府は、今回の輸送に対し何らかの環境影響評価を行ったか。行っているならその評価項目、内容及び結果を公表されたい。

2　カリブ諸国も輸送前に環境影響評価を行うことを求めているが、このような海外からの要請に政府ではどのように対処しているのか。また、今後、環境影響評価を行う予定があるかどうか明らかにされたい。

三、高レベル放射性廃棄物及びその受入れ手続について

1　高レベル放射性廃棄物の仕様の確認については、科学技術庁から担当者をフランスに派遣するときいているが、いつ、どこでどのように確認するのか。ガラス固化体ひとつひとつについてサンプルを取って確認するのか、書類のみで確認するのか。もし、申請の仕様どおりでない場合、輸送は延期されるのかどうか、明らかにされたい。

2　高レベル放射性廃棄物受入れ及び輸送上必要な手続としては仕様の確認以外に何が残っているのか。残っている手続及びその所轄官庁名を明らかにされたい。

3　政府及び電力業界は高レベル放射性廃棄物の仕様の詳細なデータについてはコジェマ社に要求していないが、その理由は何か。ガラス固化体ひとつひとつについて詳細なデータがなくても、長年にわたる管理は万全に行えるという保証があるか、明らかにされたい。

4　現在、ガラス固化体の受入れ基準を設定していない理由は何か。今後つくる予定があるとしたら、それはどのような内容で、何に基づいてつくるのか、明らかにされたい。基準を後からつくることになった理由も併せて示されたい。

5　ガラス固化体のキャニスタの材料に何が使われているか。その材料の耐久年数とその根拠を明らかにされたい。

四、高レベル放射性廃棄物受入れ後の管理について

1　高レベル放射性廃棄物の最終処分を埋設処分にすることになっているが、その根拠は何か。

2　最終処分に適した埋設地とはどういう条件を満たした土地か、その条件を明らかにされたい。

3　最終処分場はどこで、建設までに何年かかるか、明らかにされたい。

4　高レベル放射性廃棄物管理施設一棟あたり建設費用はいくらかかるのか、明らかにされたい。

5　高レベル放射性廃棄物管理施設の付近に活断層はあるか。活断層がないとすれば、何年活動していない断層があるか、明らかにされたい。

6　高レベル放射性廃棄物管理施設は、地震等による放射能放出事故にどのように備えているか、事故対策及び住民の防災対策を示されたい。どの程度の地震に耐えられる設計になっているのか、明らかにされたい。

7　昨年末「三陸はるか沖地震」の後、高レベル放射性廃棄物管理施設の異状についての調査結果が日本原燃（株）から科学技術庁に提出されたが、その文書を公開しない理由を明らかにされたい。

8　高レベル放射性廃棄物管理施設の地震後の調査は、誰によって、いつ、どのように行われたのか。調査項目及びその方法を明らかにされたい。また、今後の地震後調査の方法を明らかにされたい。

9　高レベル放射性廃棄物管理期間中に想定される事故はどんな種類のものか。事故時の推定放出放射能量も含めて明らかにされたい。また、その事故対策及び住民の防災対策を示されたい。外国で実際に想定以上の事故が起きた例はあるか、示されたい。

10　ガラス固化体の腐食等によって放射能が漏れた場合、どのガラス固化体からどのように漏れているかを、いつ、どのような方法で発見するのか。また、腐食が発見された場合、どのような方法でガラス固化体を修理し、放射能漏れを防ぐのか。その方法を明らかにされたい。

11　高レベル放射性廃棄物を最終的に埋設処分にする理由は何か、明らかにされたい。

12　高レベル放射性廃棄物は何十万年にわたる厳重な管理が必要とされるが、今後返還予定の高レベル放射性廃棄物の放射能が完全になくなり、害がなくなるまでにかかる管理・貯蔵に必要な費用はいくらか。同様に、今後返還予定中の低レベル放射性廃棄物について返還量及び返還後の管理・貯蔵に必要な費用を明らかにされたい。

右質問する。

平成七年二月十七日

内閣総理大臣　村山　富市

参議院議長　原　文兵衛殿

参議院議員畝正敏君提出返還高レベル放射性廃棄物に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員阪正敏君提出返還高レベル放射性廃棄物に関する質問に対する答弁書

一の1について

本年二月後半に開始される予定のフランスから我が国へのガラス固化体（使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をガラスにより容器に固型化したものをいう。以下同じ。）の返還輸送（以下「本輸送」という。）に関しては、本輸送に用いられる輸送船がフランスのシェルブール港を出港する一日ないし二日前に電気事業者等がその出港予定日を公表することとしているが、現時点においては、当該予定日が公表されていないので答弁は差し控えたい。輸送航路については、本輸送の関係国の政府及び事業者の間で公表することについて合意が得られていないため、答弁は差し控えたい。また、我が国のむつ小川原港へ到着するまでに一か月半から二か月程度を要すると承知している。

今後のフランスから我が国へのガラス固化体の返還輸送については、その頻度は一年に一回から二回程度であり、経路は未定であると承知している。

一の2について

フランス核燃料会社（以下「COGEMA」という。）は、昨年四月に電気事業者等が公表したとおり、本輸送を本年二月後半に開始する予定であると承知している。なお、当該輸送船がフランスのシェルブール港を出港する一日ないし二日前に電気事業者等がその出港予定日を公表することとしている。

一の3について

本輸送は、輸送容器等については国際原子力機関及び輸送船については国際海事機関の定める国際的な安全基準を取り入れた国内法令等に基づいて実施される等、十分に安全が確保されるものである。したがって、我が国としては、かかる輸送に際し、輸送航路の沿岸諸国が防災対策をとる期間が必要であるとは考えていない。

一の4について

輸送航路の沿岸諸国に対する輸送航路及び輸送日程の通知については、これを行うことの是非を含め、関係国の政府と調整中である。

一の5について

我が国としては、本輸送に関する情報は可能な限り公開する方針であり、当該方針については本輸送に関し照会があった諸国に申し述べている。他方、具体的な国名については相手国政府との関係もあり言及を差し控えたい。

一の6について

輸送航路及び日程等の公表については、昨年四月より、関係国政府の間で協議されている。

一の7について

仮定の御質問に対し、見解を述べることは差し控えたい。

一の8から10について

本輸送は、輸送容器等については国際原子力機関及び輸送船については国際海事機関の定める国際的な安全基準を取り入れた国内法令等に基づいて実施される等、十分に安全が確保されるものである。我が国としては、これら両国を含め諸外国が有する安全性についての懸念を払拭し、輸送が円滑に行われるよう、引き続き所要の施策を推進していくこととしている。

二の1について

科学技術庁は、電源開発促進対策特別会計法（昭和四十九年法律第八十号）第一条第二項に規定する電源立地対策として、放射性廃棄物の廃棄に係る安全性を実証することにより、放射性廃棄物の廃棄施設の立地の円滑化を図るため、高レベル放射性廃棄物輸送物が海中に没したことを想定した場合の環境への影響について事例の検討を行い、その結果については、本年二月十三日に公表している。

二の2について

本輸送は、輸送容器等については国際原子力機関及び輸送船については国際海事機関の定める国際的な安全基準を取り入れた国内法令等に基づいて実施される等、十分に安全が確保されるものであり、海洋環境に対して実質的な汚染をもたらす等のおそれがあると信ずる合理的な理由はないので、二の1についてにおいて述べた事例の検討以外に環境影響評価を行う予定はない。

なお、二の1についてにおいて述べた事例の検討結果について、カリブ諸国を含め、外国から照会があった場合には、その内容を通知することとしている。

三の1について

フランスから返還されるガラス固化体に関し、COGEMA及び我が国の電気事業者間の再処理契約に基づきCOGEMAは電気事業者にガラス固化体の仕様を提示したが、今回返還されるガラス固化体について国が当該仕様の確認を行うような法令に基づく制度はない。

なお、今回返還されるガラス固化体に関し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、輸送容器にガラス固化体を収納したものがBM型輸送物に係る技術上の基準に適合することについて科学技術庁長官が確認しており、また、ガラス固化体が電気事業者により廃棄物管理設備に廃棄される場合に講じられる保安のために必要な措置が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十六号）の規定に適合することについて科学技術庁長官が確認することとなっている。

三の2について

今回返還されるガラス固化体の日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）の廃棄物管理施設（以下「管理施設」という。）への受入れ及び輸送に関し、ガラス固化体が核燃料物質を含むこと等から法令上特に必要とされる手続として、今後、原子炉等規制法に基づき、科学技術庁長官に事業開始の届出及び青森県公安委員会に運搬の届出を行うとともに、同委員会の運搬証明書の交付、科学技術庁長官の廃棄に関する確認及び運輸大臣の運搬に関する確認を受けることとなっている。

三の3について

COGEMAは既に電気事業者にガラス固化体の仕様を提示している。また、ガラス固化体の廃棄に係る安全性は、原子炉等規制法に基づく廃棄物管理の事業に係る規制及び工場又は事業所の外において行われる廃棄に係る規制等によって確保される。

三の4について

今回返還されるガラス固化体が電気事業者により廃棄物管理設備に廃棄される際には、原子炉等規制法に基づき、その放射能濃度、発熱量等が当該廃棄物管理設備において管理することができるものとすること等の保安のために必要な措置を講ずること等が電気事業者に義務付けられている。

三の5について

今回返還されるガラス固化体の容器の材料はステンレス鋼である。ステンレス鋼がどれだけの期間問題なく使用できるかについては、使用される環境条件等により異なる。

四の1及び11について

高レベル放射性廃棄物の処分については、長期間にわたり人間環境から隔離された状態にする必要があるとの観点から、「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（平成六年六月二十四日原子力委員会決定。以下「長期計画」という。）において、安定な形態に固化した後、三十年間から五十年間程度冷却のための貯蔵を行い、その後、地層処分（地下の深い地層中に処分することをいう。以下同じ。）を行うことを基本的な方針とすることが示されている。

四の2について

長期計画においては、処分予定地の選定は西暦二千年を目安に設立を図ることとされている処分事業の実施主体（以下「実施主体」という。）が行うこととされているが、実施主体が地層処分の候補地として適切と思われる地点を選定するに当たっては、文献調査等により地質環境等の自然環境や土地利用状況等の社会環境について候補地として特段の問題が見いだされないことが重要な判断基準になるものと一般的には考えられる。

四の3について

長期計画においては、高レベル放射性廃棄物の処分予定地の選定は、実施主体が地元の了承を得て行うこととされている。処分場の建設及び操業の計画については、西暦二千三十年代から遅くとも西暦二千四十年代半ばまでの操業開始が目途とされている。

四の4について

本年一月に竣工した管理施設の建設費は、約六百億円であると承知している。

四の5、6及び9について

管理施設については、原子炉等規制法に基づき日本原燃に対して廃棄物管理の事業の許可をするに際して、「廃棄物管理施設の安全性の評価の考え方」（平成元年三月二十七日原子力安全委員会決定）等を用いて審査を行い、管理施設の敷地及び敷地周辺には管理施設の耐震設計上考慮すべき活断層はないこと及び管理施設は「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（昭和五十六年七月二十日原子力安全委員会決定）に示されている地震力に対して耐震性を有する設計であることを確認している。また、管理施設においては、放射性物質を敷地外へ放出する可能性のある異常な事象の発生は考えられない。

海外の事故については、現時点で把握している範囲では、ガラス固化体の貯蔵中にガラス固化体から放射性物質が想定以上に放出されたことはないと承知している。

なお、管理施設における事故等の対策については、原子炉等規制法により、非常の場合に採るべき処置等について定めた保安規定を遵守すること等が日本原燃に義務付けられている。

四の7及び8について

科学技術庁は、平成六年三陸はるか沖地震の発生後、日本原燃が管理施設の巡視、点検を実施し、安全上異常のないことを確認して、その旨を速やかに公表したとの連絡を受けている。なお、科学技術庁は日本原燃から文書による報告は受けていない。また、今後も地震発生後は、日本原燃は必要に応じて管理施設の巡視、点検等を行うこととしていると承知している。

四の10について

管理施設において管理されるガラス固化体が腐食等によりその閉じ込め機能に異常を来すことは想定されていないが、管理施設では施設からの排気中の放射性物質の濃度を測定することとしており、これによりガラス固化体の閉じ込め機能の健全性が確認されることとなっている。

四の12について

海外から我が国に返還されるガラス固化体は冷却のための貯蔵が行われた後地層処分されることとなっているが、その貯蔵管理から処分に至るまでの総費用については、処分に係る費用の見積りが今後検討されることとなっていることから、現時点では具体的に取りまとめられてはいないと承知している。

海外から我が国に返還される低レベル放射性廃棄物の貯蔵管理から処分に至るまでの総費用については、返還される数量等が今後事業者間の協議を経て決められることになっていること等から、現時点では具体的に取りまとめられてはいないと承知している。

陸上自衛隊における定数と現員との差に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成七年二月十三日

参議院議長　原　文兵衛殿

陸上自衛隊における定数と現員との差に関する質問主意書

我が国の防衛政策の根幹をなす「防衛計画の大綱」（以下「大綱」という。）は、我が国の侵略対処に関して「直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動し、防衛力の総合的、有機的な運用を図ることによって、極力早期にこれを排除することとする。この場合において、限定的かつ小規模な侵略については、原則として独力で排除する」としている。

一方、陸上防衛の基幹となる陸上自衛隊には、上記防衛態勢を保有する上で大綱が必要とする定数一八万人を大きく下回り一五万人強しかいない。このため「陸上自衛隊における最大の編成部隊であり、方面隊の基幹部隊として主要な作戦正面を担任する諸職種連合の基本的な作戦部隊」（陸自教範三―〇〇―〇一―六二一一、「師団」）である師団の充足率は当然低く、例えば第三師団などは定員九〇〇〇人のところ充足率は約六九％（第三師団長「参議院内閣委員会に対する概況説明」一九九一年一〇月一五日）に過ぎない。

この現状を政府は、「大綱に定められている陸上自衛隊の定数と現員との差は、有事に緊急に充足し得る職域等について部隊運営等に重大な支障を来さない範囲である程度充足を下げておくこともやむを得ない」（「自衛のための必要最小限度の実力で対処し得る脅威の規模に関する質問」に対する政府答弁（一九九四年一一月一八日））として事態を容認している。

しかしながら大綱がいう「限定的かつ小規模な侵略」とは、「一般的には、事前に侵略の『意図』が察知されないよう、侵略のための大掛かりな準備を行うことなしに奇襲的に行われ、かつ、短期間のうちに既成事実を作ってしまうことなどを狙いとしたもの」（一九七七年版『防衛白書』五五頁）であることを鑑みると、前述の政府答弁は有事を想定しているものとは考えられない。よって政府の見解を明らかにするために以下質問する。

一　政府は、師団の充足率が一〇〇％でなくとも、大綱でいうところの侵略対処が可能であると考えているのか。

二　政府は、一九七七年版『防衛白書』がいう「侵略のために大掛かりな準備を行うことなしに奇

襲的に行われ、かつ、短期間のうちに既成事実を作ってしまう」侵略においても、師団の欠員部分を「有事に緊急に充足し得る」、言い換えれば充足が間に合うと考えているのか。

右質問する。

平成七年二月二十一日

内閣総理大臣　村山　富市

参議院議長　原　文兵衛殿

参議院議員翫正敏君提出陸上自衛隊における定数と現員との差に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員翫正敏君提出陸上自衛隊における定数と現員との差に関する質問に対する答弁書

一及び二について

師団を含め、陸上自衛隊の部隊等における陸上自衛官の定数と現員との差は、有事においては充足するとの考え方の下、緊急に充足し得る職域等について部隊運営等に重大な支障を来さない範囲である程度充足を下げておくこともやむを得ないと考えたものである。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局
電話　03（3587）4294
定価　本号一部（税三円を含む）一〇三円（配送料別）